

令和7年度岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 食材料費の物価高騰の影響を受けている利用者及び事業者の負担を軽減するため、岡山市高齢者等配食サービス事業（まごころ給食）実施要綱（平成29年4月1日施行）又は岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業（ひまわり給食）実施要綱（平成7年10月13日施行）に基づく事業（以下「支援事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において岡山市給食サービス事業食材費等支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金を受けることができる者は、令和7年4月1日時点において支援事業を行っている者であって、申請の時点で同事業を継続しているものとする。

(支援金の支給の制限)

第4条 支援金の支給回数は、同一の事業者について1回限りとする。

2 本支援金と同様の趣旨（目的、対象、支援内容等）を有する他の給付金、助成金又は補助金等（岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱（令和7年4月1日施行）により交付する支援金を除く。）の交付を受けている者は、本支援金の支給対象としないものとする。

(支給金額)

第5条 支援金の支給額は、支援事業における令和7年4月から同年6月までの平均配食実績（令和7年4月から同年6月までに岡山市高齢者等配食サービス事業（まごころ給食）実施要綱第9条又は岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業（ひまわり給食）実施要綱第11条の規定による利用の決定を受けた利用者に配食を行った食数の合計値を3で除して得た値をいう。）に6を乗じて得た値に1食当たり24円を乗じて得た金額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とする。）とする。

(申請受付期間)

第6条 支援金に係る申請の受付期間は、令和7年7月14日から令和7年8月31日までとする。

(申請及び請求の方法)

第7条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は岡山市給食サービス事業食材費等支援金申請書兼請求書(様式第1号)を前条の申請受付期間内に市長に提出しなければならない。

2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の規定による書類の提出に併せて、市長が指定する方法により支援金の請求に係る書類を市長に提出しなければならない。

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しない。

(支給条件)

第8条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、支援金の支給の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 支給した支援金は、全額を支援事業における食材料費の物価高騰への対応に係る経費に充当すること。

(2) 令和8年3月31日まで支援事業を継続すること。ただし、災害や感染症の発生等事業者の責めに帰すべき事由以外の事由で支援事業を休止等した場合は、この限りでない。

(支給の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の支給の適否を決定する。

2 市長は、支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を岡山市給食サービス事業食材費等支援金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

3 前項の規定による支援金の支給は、令和7年7月14日から令和7年10月31日までの間に行うものとする。

4 市長は、審査の結果、支援金を支給することが適当でないとき、岡山市給食サービス事業食材費等支援金不支給決定通知書(様式第3号。以下「不支給決定通知書」という。)により申請者に通知する。

5 市長は、関係書類の不備による振込不能等があり、市が申請者へ連絡、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の提出から60日間経過した日又は令和7年9月30日のいずれか早い日までに関係書類の補正等が行われなかったときその他申請者の責めに帰すべき事由により支援金を支給できないと認めるときは、不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により支援金を支給することを決定した者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、当該受給者に対して岡山市給食サービス事業食材費等支援金返還決定通知書兼返還命令書（様式第4号）により通知するとともに、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金等)

第12条 受給者は、第10条に定める事由による取消しを受けた場合において、前条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で算出した加算金を市に納付しなければならない。

2 受給者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 受給者は、支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、支援金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届並びに実績報告の免除)

第14条 規則第13条に規定する状況報告、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届及び規則第16条に規定する実績報告書の提出は要しない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

岡山市給食サービス事業食材費等支援金申請書兼請求書

年 月 日

岡 山 市 長

所在地
申請者 事業者等名
代表者名
（署名（代表者署名）又は記名押印（代表者押印））

令和7年度において、標記の支援金の支給を受けたいので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請及び請求します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 申請金額 _____円

2 申請金額の内訳
_____食×支給単価1食当たり 円=_____円

3 入金先口座

(フリガナ)		金融機関コード	
金融機関名			
(フリガナ)		支店コード	
支店名			
預金種目		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

岡山市給食サービス事業食材費等支援金支給決定通知書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、下記のとおり支給決定しましたので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

岡 山 市 長

記

1 支援金名

岡山市給食サービス事業食材費等支援金

2 支給額

円

3 支給予定時期

年 月

4 支給の条件

- (1) 支給した支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費に充当すること。
- (2) 令和8年3月31日まで、支援事業を継続すること。ただし、災害や感染症の発生等事業者の責めに帰すべき事由以外の事由で支援事業を休止等した場合は、この限りでない。

様式第3号（第9条第4項及び第5項関係）

岡山市給食サービス事業食材費等支援金不支給決定通知書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、下記のとおり不支給決定しましたので、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第9条第4項及び第5項の規定により、通知します。

年 月 日

岡 山 市 長

記

1 不支給決定理由

様式第4号（第11条関係）

岡山市給食サービス事業食材費等支援金返還決定通知書兼返還命令書

岡山市指令第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の支援金の支給については、岡山市給食サービス事業食材費等支援金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり決定したので通知し、返還を命じます。

年 月 日

岡山市長

記

1. 返還金額 円
2. 返還事由
3. 返還期限
4. 返還方法